

**「令和7年度住吉区子ども・若者育成支援事業」業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

「令和7年度住吉区子ども・若者育成支援事業」

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業目的と概要**

子ども・若者育成支援地域協議会において、福祉や保健、教育、就労支援、医療などの関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援ができる体制を構築するとともに、相談事業や居場所づくり事業、関係機関や地域のネットワークを活用し、対象者やその家族を支援し、不登校やひきこもりで悩んでいる若者や就労に自信が持てない若者が、社会生活を円滑に営むことができるようになることを目指す。

**(2) 業務内容**

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し、契約締結を行うものとする。追加・変更する業務内容については、事業予定者と本市と協議のうえ定めることとする。

**(3) 事業規模（契約上限額）**

金5,749,000円（消費税等含む）

**(4) 契約期間**

令和7年4月1日～令和8年3月31日

**(5) 履行場所**

住吉区役所他

**(6) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

**(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

**(2) 委託料の支払い**

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

なお、本業務の履行完了後、検査に合格した場合は出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の手続きにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

(3) 契約書案

別紙、参照

(4) 契約保証金等

契約保証金 免除

保証人 否

(5) 再委託について

ア 住吉区子ども・若者育成支援事業業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについて、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 子ども・若者育成支援等について実績があり、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者に対する支援を提供できる法人であること。

(3) 法人税、消費税及び地方消費税、本市の法人市民税及び固定資産税地方税を滞納していないこと。

- (4) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 適切な情報セキュリティ・ポリシーおよび管理体制が整備されていること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対とすることを目的とした団体ではないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 本事業と類似した業務の実績があること。

## 5 スケジュール

・公募開始	令和7年1月10日（金）
・プロポーザル実施説明会参加申込締切	令和7年1月24日（金）
・プロポーザル実施説明会	令和7年1月30日（木）
・質問受付締切	令和7年2月4日（火）
・質問に対する回答	令和7年2月13日（木）
・プロポーザル参加申込及び企画提案書の提出期限	令和7年2月19日（水）
・参加資格決定通知	令和7年2月25日（火）
・プレゼンテーション	令和7年3月5日（水）
・選定結果通知	令和7年3月11日（火）
・契約締結・事業開始	令和7年4月1日（火）
・事業完了	令和8年3月31日（火）

## 6 応募手続き等に関する事項

- (1) プロポーザル実施説明会について（※参加は任意です）
  - ア 参加申込：令和7年1月24日（金）午後5時30分まで（厳守）に説明会参加申込書（様式1）を電子メールまたはFAXにより提出し、必ず着信の電話確認を行うこと。  
 ※「住吉区子ども・若者育成支援事業業務委託」募集要項をお読みいただいたのち、説明会参加申込書を提出してください。説明会参加申込書（様式1）は、住吉区ホームページからダウンロードできます。
  - イ 受付・送付場所  
 〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号  
 住吉区役所保健福祉課（保健福祉）担当：井口  
 （住吉区役所2階 26番窓口） 電話 06-6694-9883 Fax 06-6694-9692  
<mailto:tu0006@city.osaka.lg.jp>
- (2) プロポーザル実施説明会
  - 日時 令和7年1月30日（木）午後2時
  - 場所 住吉区役所 4階 第6会議室
  - ※参加人数は1団体2名までとします。
- (3) 質問の受付
  - ア 受付期限 令和7年2月4日（火）午後5時30分まで  
 ※説明会会場では、質問の受付は行いません。
  - イ 質問方法 書面（質問票）（様式2）にて住吉区役所保健福祉課まで電子メールまたはFAXにより問い合わせる。なお、質問送信後は必ず着信の電話確認を行うこと。
  - ウ 質問の回答 令和7年2月13日（木）に住吉区ホームページに掲載することにより回

答する。応募者は各自で内容を確認のこと。

<http://www.city.osaka.lg.jp/sumiyoshi/category/3829-1-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) プロポーザル参加申請及び参加資格審査について

ア 申し込み期限：令和7年2月19日（水）午後5時30分まで

（土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時を除く）

郵送は、不可。必ず持参すること。

イ 受付場所

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

住吉区役所保健福祉課（保健福祉）担当：井口

（住吉区役所2階 26番窓口） 電話 06-6694-9883

ウ 提出書類について

公募型プロポーザル参加申請書（様式3）の参加資格審査資料のとおり

(5) 企画提案書の書類提出について

・公募型プロポーザル企画提案書 . . . (様式7)

\*作成にあたっては別紙「仕様書」を参照のこと

・事業内容の実施方針 . . . (様式8)

・類似業務実績調書 . . . (様式9)

・経費内訳及び積算根拠 . . . (任意様式)

(6) 企画提案書に記載する事項について

ア 事業を実施するにあたっての理念について別紙、仕様書を踏まえ、具体的に示してください。

イ 業務実施体制

・本事業の受託に当たり予定している運営体制について、次の項目について具体的に示してください。

・業務遂行に関して全般にわたり管理責任を担うチーフコーディネーターの氏名、年齢、所属、経歴と職歴、取得資格を記載のこと。

・本事業を展開するうえでのスタッフの人員、人材、勤務の体制や条件についての考え方

・事業の運営にあたっての個人情報の保護及び管理について

・安全管理及び緊急時の対応について

ウ 業務実施にあたっての基本的な考え方について

別紙「仕様書」を踏まえ、業務をどのように具体化していくのか、実施にあたっての基本的な考え方を示してください。また、専門的ノウハウを活かし、ゆるやか就労支援のマッチングや要支援の掘り起こしについての提案を具体的に示してください。

エ 相談、居場所、要支援者の掘り起こし、就労などに向けた連携や、フォーラム等の実施方法について

相談や居場所の実施回数や時間帯、スタッフの人数や役割、それぞれの事業の位置づけなどを示してください。また、要支援者の掘り起こし、就労などに向けた連携、フォーラム・研修会の実施回数や対象者、テーマ、その狙いなどを具体的に示してください。

オ 年度間の委託事業者への引き継ぎ方法について

委託期間中に相談や支援した利用者を、次年度の委託事業者にどのように引き継げば

(逆にどのように引き受ければ)スムーズに移行できるかの双方について提案してください。

カ 団体あるいは代表者に関する事項

- ・類似事業の実施運営実績について
- ・団体あるいは代表者としての専門性・得意とする分野とその活用、および期待される効果
- ・団体の協力機関・団体等および協力内容

キ 経費内訳書

事業全体にかかる経費についての内訳を示してください。

事業の上限額金5,749,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※事業実施に係る経費積算についての考え方は別紙、仕様書のとおりです。

※様式は特に問いませんので、任意の様式で作成してください。

ク 企画提案書作成上の留意点

- ・企画提案書はA4版用紙横書きで、文字サイズは10ポイント以上とすること。

ただし、図表その他の関係で前記によれない場合はその限りではない。

企画提案書については様式7を示しているが、分量等に合わせ別の様式での提案書作成も可。ただし、各項目の内容は盛り込むこと。

・事業内容について実現可能な範囲で、例示を活用するなど、具体的な記述をお願いします。

ケ 提出部数 正本1部 副本5部

企画提案書は、A4版に統一してください。

添付書類については、原本を正本に添え、副本については写しでも結構です。

なお、提出事業名の記載は正本のみとし、副本は事業者名のほか、提案事業者が推定できるような記載も黒塗りしてください。

コ 書類審査結果通知等

書類審査結果通知書は令和7年2月25日(火)付で申し込みの事業者すべてに文書で通知する。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	審査内容	配点	
実効性	提案した業務を確実に遂行できる、実績と運営基盤があるか。	25	25
専門性	住吉区独自に設置した「子ども・若者育成支援地域協議会」の代表者・実務者・ケース検討会議がより効果的に機能するような工夫がされているか。	10	40
	他の機関と連携することなどにより、潜在化する子ども・若者の支援や、要支援者の掘り起こしを実現することができる提案があるか。	10	
	相談や居場所など、すべての事業において専門性を有するスタッフが配置されているか。また、配置するスタッフの職種などに工夫があるか。	10	
	居場所の運営、ゆるやかな就労へのマッチング、事前登録などを通じて、対象者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための工夫がされているか。	10	
現実性	実現可能な方法・計画・予算で立案されているか。	10	10
効率性	所要経費の積算が妥当であるか。	10	10
効果性	成果の達成目標が明確であり、効果的であるか。	15	15

## (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、子ども・若者育成支援事業契約予定者選定会議が行う。
- イ 選定会議は、選定基準に基づき企画提案書並びにプレゼンテーションの審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。
- 審査の結果、総得点と同じ場合は、次の①から⑤の順に評価項目の得点が高い方とし、すべての評価項目の得点と同じ場合は、くじ引きにより決定する。

- ① 専門性
- ② 実効性
- ③ 現実性
- ④ 効果性
- ⑤ 効率性

## ウ プレゼンテーション

日 時：令和7年3月5日（水）午後2時

場 所：住吉区役所 4階 第5会議室

説明時間：1社あたり30分程度（プレゼン15分 質問15分）

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 契約上限額を超える提案があった場合。

- キ 応募受付後から業者決定までの間に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和7年3月11日(火)に、全ての参加者に通知し、また、住吉区ホームページに掲載する。

ただし、審査項目の評価点数が全委員の平均で60点以上の場合のみ選定対象とする。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。契約の締結は、令和7年度予算が成立した後とする。

上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 順位の繰り上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の候補者を事業予定者に繰り上げるものとする。

(3) 担当窓口

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号

住吉区役所保健福祉課(保健福祉)担当:井口

(住吉区役所2階 26番窓口) 電話 06-6694-9883 Fax 06-6694-9692

<mailto:tu0006@city.osaka.lg.jp>